

東京都子供・子育て会議
計画策定・推進部会（第18回）
議事録

日時 令和元年11月6日（水）14時00分～15時49分

場所 都庁第二本庁舎 南側31階 特別会議室27

次第

1 開 会

2 検討事項

○取組事項の具体的検討について

- ・児童虐待、社会的養護について
- ・ひとり親家庭支援について
- ・子供の貧困対策について

3 報告事項

○認定こども園の認可・認定事務等について

4 閉 会

出席委員

松原部会長、河邊副部会長、安念委員、内野委員、小野委員、城所委員、
小山委員、今野委員、市東委員、篠原委員、田中委員、福元委員、矢島委員、
山内委員、横田委員、吉岡委員、菊池専門委員、横山専門委員

オブザーバー

吉田（泰）氏

配付資料

資料1 東京都子供・子育て会議 計画策定・推進部会委員名簿

資料2 東京都出席者名簿

資料3 第17回計画策定・推進部会における主な意見

資料4-1 東京都における社会的養育の体制整備の全体像

4-2 里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底

4-3 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

4-4 児童相談所・一時保護所等の改革

4-5 子供家庭支援体制の構築・中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

4-6 当事者である子供の権利擁護の取組

資料5-1 第4期計画 分野別課題に対する施策の方向性（案）

- 5-2 直近の調査に基づくひとり親家庭の現状
- 5-3 都内母子生活支援施設の現状
- 資料6-1 子どもの貧困対策の推進に関する法律（内閣府資料）
- 6-2 子供の貧困対策に関する大綱案（概要）（内閣府資料）
- 6-3 子供の貧困に対する都の施策
- 資料7-1 認定こども園の認可・認定事務について
- 7-2 幼保連携型認定こども園の国基準改正に係る対応
- 7-3 建築基準法の改正に伴う、幼保連携型認定こども園の設備の基準の改正について
- 資料8 計画検討スケジュール（予定）

- 参考資料 見える化改革報告書「子供・家庭施策」（抜粋）
- 参考資料 児童相談所のしおり
- 参考資料 子育て応援ブック

開 会

午後 2 時 0 0 分

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 18 回「東京都子供・子育て会議計画策定・推進部会」を開催いたします。

まず、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目「次第」に、配付資料の一覧を記載しております。本日は、資料 1～資料 8 まで及び参考資料を 3 種類御用意しております。資料の不足等ございましたら、お気づきの時点で構いませんので、挙手などにより事務局にお知らせいただければと思います。

本日の出欠状況ですけれども、部会の委員 25 名中 18 名の御出席をいただいております。定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

次に、東京都の事務局につきましては、資料 2 の東京都出席者名簿をもちまして紹介とさせていただきます。

なお、この会議は公開であり、配付資料、議事録につきましては後日ホームページにて公開することを申し添えます。

御発言に当たりましては、マイクスタンドにございますボタンを押していただきますようお願いいたします。

それでは、この後の議事進行は松原部会長をお願いいたします。

○松原部会長 皆様、御出席いただきありがとうございます。

ここから、進行は私のほうで行ってまいります。

初めに、オブザーバー参加についてお諮りをしたいと思います。今日は、富士通エフサス労働組合の星委員が御欠席ということです。そこで、連合東京政策局副部長の吉田さんのオブザーバー参加について御承認をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松原部会長 ありがとうございます。それでは、オブザーバー参加でよろしく願いいたします。

今日は、次第のとおり、検討事項と報告事項がございます。検討事項を中心に時間をとって、報告事項は後半 10 分ほどの時間で済ませたいと考えております。

本日の検討事項は、次第にございます 3 つの項目の具体的な取り組みとなります。このうち、児童虐待・社会的養護とひとり親家庭支援については、子供・子育て支援総合計画の関連計画である「社会的養護の推進計画」「第四期ひとり親家庭自立支援計画」

の策定に向けて、今年度、別の審議会や検討会で議論が進められております。現行の子供・子育て支援総合計画においても、目標4に位置付けている重要なテーマですので、この会議においても並行して検討を行いたいと思います。

これらの検討事項は相互に関連いたしますので、一括して事務局から説明をいただき、そこから議論を進めてまいります。

では、事務局から説明をお願いいたします。

- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、関係資料の説明をいたします。

まず資料3ですけれども、資料3につきましては前回の会議でいただきました主な意見となります。前回の会議では、人材の確保、資質の向上についてほか、3つの分野について御意見をいただいております。いただいた御意見を参考にしまして、今後計画の策定作業を行っていききたいと思います。

資料3については、以上です。

- 武嶋福祉保健局少子社会対策部育成支援課児童施設担当課長代理 では、続きまして資料4に関して説明をさせていただきます。

本日、育成支援課長が所用で欠席のため、資料4-1～4-3については育成支援課担当の課長代理から説明をさせていただきます。

まず、資料4-1でございます。「東京都における社会的養育の体制整備の全体像」となります。

平成28年の児童福祉法の改正や、平成29年の新しい社会的養育ビジョン、平成30年の都道府県社会的養育推進計画策定要領を受けまして、家庭と同様の環境における養育の推進等、資料に記載の6つの項目となっております。

現在、児童福祉審議会専門部会において、新たな計画となる社会的養育推進計画の策定を受けて、委員の皆様から御意見を頂戴しているところでございます。

では、資料4-2、4-3について、各担当のほうから説明をさせていただきます。

- 高島福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当課長代理 それでは、里親に関連する部分につきまして、育成支援課課長代理の高島より御説明いたします。資料4-2を御覧いただけますでしょうか。

「里親への包括的支援体制の抜本的強化と家庭養育原則の徹底」について、これまで児童福祉審議会の専門部会でいただいた意見を踏まえて、現状と課題、今後の方向性をお示ししております。

柱といたしましては大きく3つございまして、左端に縦書きになっております「里親制度の普及・登録家庭数の拡大、委託の促進」がその1つ目でございます。

ポイントとなるところに絞って御説明させていただきますが、この1つ目の柱につきましては「新たな里親の獲得に向けた普及啓発」に関して右端、「今後の方向性」の欄にありますように、ターゲットを絞った普及啓発や区市町村と連携した普及啓発をこれ

まで以上に実施していく必要があると考えております。

また、「里親委託候補とする児童の増加に向けた取組」に関しては、実親の同意がとれないために施設入所となっているケースも少なくないことから、養育困難を抱える保護者への広報も必要という御指摘をいただいております。

それから、次のページにいつていただきまして一番上になりますけれども、里親のリクルートから研修、委託後の支援に至る一連の業務を担う民間フォスタリング機関を設置することが国の通知等でも求められているところですが、これにつきましては可能な限り包括的に業務を委託することの重要性などについて御意見をいただいているところです。

2つ目の柱である「里親等への支援の充実と里親等の養育力向上」でございますが、ページの真ん中あたりに記載があります「チーム養育体制の充実に向けた体制強化及び人材育成」に関しまして、里親から見て各機関の役割分担が分かりにくいですとか、児童福祉司の人事異動により長期にわたる信頼関係が築けないといった御指摘もいただいております、先ほどの民間フォスタリング機関の設置にも絡んでくるところなのですが、一貫性、継続性のある支援体制の構築をしていきたいと考えております。

一番下にあります「委託児童の自立支援及びアフターケアの取組の検討」に関しては、当事者ヒアリングにおいて自立のための支援に関する情報提供があればよかったですとか、自立後の支援がほぼないといった声があり、委託児童向けの情報提供の実施や、委託解除後も含めた相談体制の強化が必要と考えております。

また、1枚おめくりいただけますでしょうか。3つ目の柱であります「特別養子縁組に関する取組の推進」でございます。ページの真ん中あたり、「特別養子縁組を前提とした新生児委託推進事業の事業拡大の方向性の検討」でございますけれども、本事業は養子縁組が最善と判断された場合に、できる限り早期に養親子を結びつけて愛着関係の形成を図ることを目的に行っておりますが、ニーズに十分対応できていないという御意見もいただいております、その体制の整備について検討するよう御示唆をいただいております。

その下、「民間養子縁組あっせん機関の支援のあり方と児童相談所との連携について」でございますが、民間あっせん機関は都道府県域を超えてマッチングを行うことから、支援の狭間に落ちることがないように、行政機関の連携が重要という御指摘をいただいております。

また、児童相談所と都内の民間あっせん機関の間で養親を双方に紹介するほか、お互いに情報を共有して連携をしていきたいと考えております。

資料4-2についての説明は、以上でございます。

○武嶋福祉保健局少子社会対策部育成支援課児童施設担当課長代理 では、続きまして資料4-3について、私、児童施設担当課長代理の武嶋のほうから説明をさせていただきます。

まず、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」についてでございます。

本テーマは、推進計画の策定要領において必要記載事項となっております、資料4の全体像の項目でもできる限り良好な家庭的環境の整備や、社会的養護のもとで育つ子供たちの自立に該当いたします。

本テーマは4つの柱、「ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について」「施設の小規模かつ地域分散化の推進について」「多機能化の方向性について」「自立支援策の充実について」に関して検討、整備、御意見をいただいているところでございます。

まず「ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について」、5ページとなっております。

「現状・課題」としましては、被虐や発達障害など、課題を抱えている児童が増えておりまして、またその課題も複合的に抱えている児童が増えているという状況があります。都では、課題を抱える児童に対する支援策を乳児院や児童養護施設において実施しているところでございますが、ケアニーズが高い子供に対応していくためには、専門性を持った職員が必要であるが、確保等が困難な状況もあるということ、また都立施設ではよりケアニーズが高い児童を受け入れるセーフティーネットの機能が求められていることなどが挙げられております。

「今後の方向性」としましては、困難な問題を抱えた児童に対する支援の強化や、職員確保、配置、定着に向けた支援、職員のスキル向上への支援、都立施設の役割の整理等が必要であるという御意見をいただいているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、次に施設の小規模かつ地域分散化の促進についてでございます。

「現状・課題」といたしまして、推進計画の策定要領では、施設はおおむね10年以内を目途に小規模化、地域分散化が求められており、本体施設についてはケアニーズが高い、子供に対する専門的ケアを行う役割を担い、4人の生活単位で4ユニットまでとすることが求められております。

都においては、既に小規模グループホーム化が進んでいるところでございますが、さらなる小規模化の推進となりますと、東京都においてはグループホームに活用可能な物件を見つけることが困難であるという現状があります。

また、乳児院、児童養護施設に共通する課題といたしまして、小規模化が進んでいくと従事する職員の配置が現在の国基準では社会的養育ビジョンで示している複数配置、または宿直を含めた勤務体制には足りないという状況があります。

また、乳児院においては夜間において小規模化によって業務負担が大きくなっているなどが挙げられております。

「今後の方向性」としまして、小規模といってもケアニーズが高い児童が依然として

多い現状で、里親ではなく施設の養育を必要とする児童に対応した定員数の検討や、勤務体制の確保、職員の確保、または育成、スキル向上への支援等について検討していくことを挙げさせていただいております。

3点目が、「多機能化の方向性について」でございます。ページをめくっていただきまして、7ページ目になります。

「現状・課題」といたしましては、里親支援への業務増やフォスタリング機能、小規模であいたスペースの活用、一時保護委託の増加等があります。

「今後の方向性」としましては、施設での里親支援交流の強化や在宅支援機能の強化、一時保護委託の受け入れに関する課題の整理をしていきたいと考えております。

最後に「自立支援策の充実について」でございます。7ページと8ページ目になります。

「現状・課題」といたしましては、児童養護施設において自立支援コーディネーターの配置の効果は大きいものでありながら、依然として自立に向けてさまざまな課題があり、きめ細かい支援が求められている状況があります。児童自立支援施設においては、退所後に進学した学校を中途退学する割合が多い状況等があり、自立援助ホームにおいては虐待や発達障害など、様々な困難を抱える入居者が多く、また就労支援において生活の支援も必要となり、それには多大な時間と労力を有する。また、職員の配置基準が国基準では不十分であること、また各関係機関との調整がふえていないなど、様々な問題がある状況です。

また、共通の課題として、経済的困難や障害など、様々な課題を抱える施設等退所者に対する支援の必要性も挙げられております。

「今後の方向性」としましては、職員配置の充実やケアの充実に向けた検討、複数勤務体制の支援の検討、または各種支援策の周知、関係機関との円滑な連携などを進めていくことを考えております。

資料4-3の説明は、以上となります。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 次に、家庭支援課長竹中より、9ページからの資料4-4、4-5につきまして「児童相談所・一時保護所の改革」「中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」について御説明をさせていただきます。

まず資料4-4を御覧ください。「児童相談所・一時保護所等の改革」でございます。

現状の人材確保及び人材育成の強化等といたしまして、昨年3月に都内で発生いたしました5歳女児虐待死事案等をきっかけに、本年出されました改正児童福祉法施行令によりまして、2022年までには各児童相談所の管轄人口3万人に対しまして、児童福祉司、児童心理士が必要となりました。都ではこれまでも増員を図ってきているところでございますが、本年4月1日現在で算出いたしますと、児童福祉司が500人、児童心理士が252人必要となりまして、職員定数と比較をいたしますと児童福祉司が約190人、児童心理士が100名足りないというような状況です。

職員経験も2年目以下が約半数となっておりますが、現在、人員の確保とともに育成の強化や、スーパーバイザーによる専門性の確保や、児童福祉司等を補佐いたします非常勤職員も年々増加をしております。

あわせて、総勢50名程度の非常勤弁護士や協力弁護士のほか、保健師等の資格を持ちます専門職の配置などを行っております。様々な職種による総合力での強化を図ってきております。

今後も、児童福祉司等につきましては、採用面では新規採用だけではなく、任期付職員やキャリア活用採用職員の積極的活用や、児童福祉司、児童心理士OBを活用いたしましたOJTによる研修の充実や、専門課長の配置のスーパーバイザーの充実などを行い、さらなる児童相談所の体制強化を図っていきたくと考えております。

また、このページの下段の「一時保護児童への支援体制強化」につきましては、うなぎ登りの虐待通告件数の増でして、特に警察からの通告が近年大幅に増えまして、一時保護所の平均入所率は100%を超えることが常態化しております。

また、国の「一時保護ガイドライン」に基づきまして、保護所入所児童の権利擁護に対する取り組みの充実が必要となっております。そういった意味でも、夜間を含む人材の確保が必要な状況となっております。

また、一時保護委託件数も増加しております。施設や里親の皆様を積極的に活用しているところです。また、保護所には第三者の目を入れて改善を図ることが重要と考えております。平成28年度より全ての児童相談所で外部評価を入れるほか、平成30年度より第三者委員活動を実施しております。

今後につきましては、区立児童相談所の設置も考慮いたしました一時保護必要数の検討、それから都の一時保護の在り方や方針を明確にいたしました。都における一時保護要領の策定を今年度中に作成することとなっております。

また、今年度より強化をしております夜間体制の職員配置の強化や、常勤心理の配置などをさらに進めてまいりたいと考えております。

また、一時保護所に特化した職員配置基準がないことから、引き続き国要望を強く行っていくほか、外部評価や第三者委員の活動を実施して、外部の目を入れて処遇の改善を図っていきたくと思っております。

次に、ページをおめくりいただきまして、資料4-5について御説明をいたします。

「子供家庭支援体制の構築等に向けた取組」についての項目につきましては、6月の第15回の会議の際に委員の皆様への御説明、そして御意見をいただいておりますので、ここは省略をさせていただきます。この後の下のほうの「中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組」を御説明いたします。

平成28年の改正児童福祉法によりまして、東京の特別区におきましても児童相談所を設置することができることとなりました。現在、都では特別区からの研修生の受け入

れ、虐待相談等の勉強会の開催、児童相談所設置に係る計画案の区との確認作業の実施、施設利用等に当たっての広域調整に係る検討会の実施などを行ってまいりまして、引き続きこうした取り組みを行ってまいります。

説明は、以上になります。

- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 続きまして、資料4-6「当事者である子供の権利擁護の取組」について説明をいたします。

検討項目、「子供から意見を酌み取る方策・子供の権利を代弁する方策」については3点挙げております。

1つ目の「子供の権利擁護専門相談事業の着実な実施」につきましては、事業の周知のため、「子供の権利ノート」やリーフレットを配布しているほか、学校を通じて小4、中1、高1に名刺サイズの周知カードの配布を行っております。

「今後の方向性」ですけれども、事業の積極的な活用に向けまして子供への周知を強化するため、児童相談所が関与しているお子さんに対しまして、相談窓口を効果的に、かつ繰り返し周知することなど検討してまいりたいと考えております。

なお、児童福祉審議会におきましては、学校でただカードを配布するだけではなく、先生に事業の趣旨を理解していただいた上で子供たちに説明しながら配布するなど、周知方法に工夫が必要であるというような御意見をいただいたところでございます。

2つ目の「子供の意見表明権の保障」については、本年4月施行の児童虐待防止条例で子供の意見を尊重、それとともに子供の最善の利益を最優先することが明記されたところです。

「今後の方向性」ですが、新たな取り組みとしまして「子供アドボケイト」の仕組みの導入について検討してまいります。アドボケイトについては、国でも今年度から新たな調査研究が開始されたところですが、その動向を見ながら、都としても人材確保策や育成策、運用方法について検討してまいりたいと考えております。これにつきましても、児童福祉審議会で大変重要な取り組みであるということで御意見をいただいたところです。

3つ目、「養育家庭等における権利擁護の充実」です。養育家庭に委託された児童の悩みや訴えを早期に把握するため、今後の方向性としてこういったお子さんの意見表明、権利擁護に関するアウトリーチ支援の検討を進めていきたいと考えております。

一番下の段の検討項目、「児童福祉審議会の活用」についてですが、既に制度として児童福祉審議会が子供等の意見を聞くことは可能となっておりますけれども、今後の方向性として、子供等からの側の申し入れによる審議会の活用について、新たな課題として検討してまいりたいと考えております。

資料4の説明は、以上になります。

- 宮平福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉担当課長代理 続きまして、ひとり親福祉担当課長代理の宮平から、ひとり親家庭自立支援計画の策定検討の状況につ

いて御報告させていただきます。資料につきましては、資料5-1、5-2、5-3となっております。

ひとり親計画策定委員会におきましては、ひとり親を対象とした支援施策が国と区市町村、そして民間支援団体と、様々な機関から様々な支援が行われているところですが、それがひとり親にとって分かりにくいですとか、支援が本当に必要なひとり親世帯ほど相談支援につながっていないという御指摘を受けているところでございます。

また、今回、ビジョンに基づく都道府県計画の1つとして母子生活支援施設がございしますが、母子生活支援施設の検討についても、このひとり親計画策定委員会の中で併せて検討しているところでございます。

資料5-2と5-3につきましては、それらのひとり親家庭の現状と、それから母子生活支援施設の現状について、議論に先駆けて現状について取りまとめたものになってございます。

それでは、資料5-1を御覧ください。今まで4回の検討を進めてまいりまして、ひとり親の施策を4つの分野別に分けまして、施策の方向性について記載したものとなっております。上の段に現在の計画期間における第3期計画の取り組み内容が書かれておりまして、下の段に今後の第4期に新たに追加する内容、そしてその方向性というふうに書かれてございます。

まず1つ目の「相談体制の整備」ですが、第3期計画の①～⑤までのところは第4期でも継続ということにしておりまして、⑤の「普及啓発」について取り組みをさらに発展ということで、「第4期に新たに追加する内容」の下の部分を御覧ください。

まず、「支援情報の分かりやすい発信」でございしますが、先ほど申し上げたように行政や民間の施策がばらばらに行われており、分かりにくいですとか、施策の認知度が低く情報にアクセスしにくいので、しやすくする必要があるという御意見をいただきまして、第4期ではホームページ等を活用し、ひとり親にとって有益な施策を横断的に発信するという事を方向性とさせていただいています。

2つ目、「ひとり親にとって身近な場所での相談体制の拡充」は、もう少しいろんな場所で、身近なところで専門的な相談もしていきたいということで、相談しやすい場所での拠点開設など、立地的な利便性の向上を図るとさせていただいています。

それから、「平日・日中以外の相談ニーズ」ですが、ひとり親の9割が就労をしておりますので、平日、日中の自治体の相談窓口に行きにくいという御指摘をいただいております。土日や夜間にも相談できる体制が必要ということで、窓口の開所時間の延長やSNSなどを活用した相談方法等に関する利便性の向上を図る必要があると考えてございます。

それから、「養育費・面会交流支援のさらなる充実」として、養育費、面会交流の意義や必要性について、離婚前から子供のための制度であるということをおぼ場所を設けることが必要かと思っております。

続きまして、「ひとり親同士のつながり」ということで、ひとり親は周囲との関係性が切れて孤立している世帯もあり、ひとり親同士が悩みを打ち明けたり、知恵や経験を分かち合う場を設けることによってエンパワーメントが図れるといった御指摘から方向性を書いてございます。

次のページにまいりまして、2番目が「就業支援」になっております。「第3期計画における取組内容」は5点ございまして、こちらのほうは継続とさせていただきます。

「第4期に新たに追加する内容」としまして、「ライフステージに応じたキャリアアップ支援」ということで、ひとり親になった直後は生活が激変し、すぐに希望の就労条件に結びつくことができず、一旦とりあえず就労するということですが、ただ、お子さんが成長するにつれ、いろいろな経費がかかってくるということで、ライフプランを見通したキャリアアップという視点を早くから持つことが必要であり、それを支援する継続的な体制づくりが必要との御意見をいただいております。

「第4期での方向性」は、親子のライフステージに応じたキャリアアップのための支援と書かせていただいております。

次のページにまいりまして、3つ目の施策分野、「子育て支援・生活の場の整備」の①とあります。こちらは3つに分けておりまして、「子育て支援体制」と3-2の「ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進」、そして3-3が「住居の支援」としております。

「子育て支援体制」は、ひとり親のみならず全ての子育て世帯に必要な施策と、⑤のひとり親家庭を対象としたホームヘルプサービスがございまして、これらは、第4期でも継続とさせていただきます。

3-2の「ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進」については、第4期での方向性を継続、令和2年4月から始まる高等教育の無償化について開始される旨を追記する予定でございます。

3-3の「住居の支援」は継続、さらに東京都住宅政策本部のほうの施策であります都営住宅の募集の対象にひとり親の世帯を追加、これは「若年夫婦・子育て世帯向け」であったものにひとり親世帯を追加するという取り組みです。また、国の「新たな住宅セーフティネット制度」のもと、住宅確保要配慮者の入居促進を図る旨を追記してまいります。

続きまして、「子育て支援・生活の場の整備②」でございますが、母子生活支援施設についての記載になっております。

上の段の引き続きのところですが、社会的養育ビジョンも踏まえて下の段のとおり方向性を再検討することとしております。

「第4期に新たに追加する内容」としまして、1点目が「複雑な課題を持つ母子の入所」ということで、入所者の課題は複数で、なおかつ困難な課題が増えているというこ

とがございますので、それに応じた施設の支援力が必要であるとの御意見です。それから、精神的にまいっているようなお母様方の医療的なケアの必要性など、他機関との連携の必要性、それから母子生活支援施設はおおむね2年を目途に退所されていきますので、退所後の生活も見据えたアセスメントに沿った入所期間を設定し、達成まで支援していく必要性ということの御意見をいただいております。

これについての方向性は、インケアのさらなる充実、職員の育成等による施設の支援力向上です。

続いて、「多機能化の必要性」ですが、以上により地域のひとり親支援の拠点として一層多様なニーズに対応することが求められるとされておりまして、地域の子育て資源としての積極活用を図ってまいります。

最後に「入所率の低下」ですが、入所率は緩やかに低下しておりまして、また広域入所が現在でも余り進んでいないという状況があります。そして、ひとり親の御本人様、それから区市町村の職員に対しても入所のメリットが周知されていないという御指摘をいただいておりますので、広域入所の推進、そして入所率の向上を目指した周知等を考えてまいります。

次のページにまいりまして、最後は「経済的支援」でございます。経済的支援につきましては「児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金」のほか、子供の進学支援や医療費助成とございますが、これが「第4期での方向性」は継続となっております。これに加えまして「安定した収入の確保」の1つとして、ひとり親の就労率の高いものの、貧困率も高く平均年収も低いという御指摘から、ひとり親自身の収入のほか、生活安定のための養育費等に関するさらなる支援が必要という方向性を書いてございます。これらを踏まえて、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

報告は、以上になります。

- 桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長　続きまして資料6、子供の貧困対策についてになります。子供の貧困対策につきましては、国のほうで法改正、それから大綱の改正案の公表がございましたので、その内容を中心に資料6-1～6-3までで御説明をさせていただきます。

まず資料6-1ですけれども、本年6月に公布された法改正の概要でございます。大きなところとしましては、左側の一番下でございますけれども、区市町村に対しましても貧困対策推進計画の策定が努力義務化されたというところでございます。

内容につきましては、6-2の大綱案の概要の資料のほうで説明をいたします。

まず、「目的・理念」としまして白い丸が2つございますけれども、3行目のところで「適切な支援を包括的かつ早期に講じる」とされておりまして。

なお、この内容については法律の条文にも明記されたところです。

次に、「基本的な方針」としまして、切れ目ない支援について、現行の大綱では「子供に視点を置いて」となっていたものが、改正案では「親の妊娠・出産期から」と、早

期の支援の必要性を明確にした内容になっております。また、支援が届きにくい子供・家庭への配慮が新設されておまして、こちらも早期把握、早期支援のための方針と考えられます。

なお、東京都におきましては事業やサービスの周知のため、今お手元にお配りしております黄色の『子育て応援ブック』を小学校1年生の方にお配りすることで、いろいろな東京都の事業、サービスを知っていただくという取り組みを行っております。

指標について、左の一番下の部分ですけれども、大綱では新たなものが加わりまして、現行の25から39に増加をしております。

ただ、この指標につきましては、中には都道府県の単位では把握できない内容もございますので、今後は都としてどういう評価指標を使っていくかということにつきましては、計画をどのように進行管理していくかも含めまして、庁内の会議体であります子供・子育て施策推進本部におきまして改めて検討していく予定となっております。

右側の重点施策についてですけれども、文言について微修正はあるのですが、引き続き教育、生活、就労、経済、この4本柱で総合的に行っていくこととされております。

なお、こちらは大綱案となっております。現在パブコメをして、今月中に正式に国のほうで決定される見込みです。今後、大きく内容が変更されることはないと考えておりますが、確定版ではないので御了承いただければと思います。

なお、東京都では貧困に関する計画を子供・子育て支援総合計画と一体的に策定することとしておまして、特に切れ目のない支援などについては子育て支援策としても大変重要なこととしまして、この会議でも御意見をいただいていたところではあります。

なお、資料6-3に東京都における子供の貧困対策をこの4本柱に応じてラインナップしておりますけれども、このような改正後の大綱の趣旨を踏まえまして、都としての貧困対策の組み立てを含めまして御意見をいただければと思います。

説明は、以上になります。

○松原部会長 ありがとうございます。それぞれ関連するものですから、まとめて御説明をいただきました。

どの分野であっても結構ですが、少し時間をとって御議論いただきたいと思います。どうぞ、御遠慮なく手を挙げていただきたいと思います。

では、吉田オブザーバーどうぞ。

○吉田（泰）氏 連合東京の吉田です。今日はありがとうございます。まず、児童虐待防止や社会的養護に関して2点述べさせていただきます。

まずは、子供が地域の中で自分らしく健やかに育つために、最善の利益、権利を確保する取り組みが重要であるとの立場で、保育と子育て支援、社会的養護を相互につなぐ取り組みが広まることを求めます。

今回、東京自治研究センター、私はこちらの研究員でもあるのですがけれども、こちらで保育の質に関するアンケート調査を行いまして、さらに実態を調査するために私や星

委員のほうで都内の区や市の母子保健や保育、子育て家庭の担当部署ですとか、子供家庭支援センター、東京都児童相談所に支援が必要な家庭の状況と、養育困難や虐待などが重度化しないための支援に関する聞き取り調査を行いました。

これらの調査の中で、妊婦や出産を控える育児を行う家庭の中に、様々な困難を感じて、育児不安を抱えている家庭が存在することを認識できました。

未成年や、疾患がある、健診を受けていない、望まない妊娠などの特定妊婦とされる方々や、お子さんが多い多子世帯、母親が子育てを一人で抱えざるを得ない家庭、男性のパートナーと婚姻の形をとっていないひとり親家庭、母親にうつ病などの疾患や自律神経失調症がある家庭、経済的に困難な家庭など、いずれも複合的な要因が多いのですが、家庭の状況が重度化しないよう、また重大事件を防ぐために支援や保護、保護者援助が必要となっています。

そこで、妊婦や乳児期への相談支援体制を充実させ、地域の子育て支援につなげて関係を構築する取り組みですとか、子育てにリスクを抱える家庭の生活関連情報を把握して、早期から必要な支援を行うことが、より重要になると考えます。

また、ショートステイやホームヘルパー派遣などの様々な子育て家庭支援事業も重要です。

さらに、緊急保育です。一例ですが、母親が精神疾患で子育てが難しく入所させた事例がありまして、日中に子供を預けることで養育を受け、母親が体調を回復することができました。

また、児童虐待やネグレクトが疑われて入所させた事例では、保育所でのあざや傷などを確認したりですとか、昼食を食べさせることができました。その際には、後のことを考えて、その家庭の情報を守ること、そして緊急に入所できるように待機児の解消に向けた取り組みが求められています。

保育については、在宅子育て家庭が身近な公立保育園に登録して、育児不安や悩みなどを相談できる町田市のマイ保育園制度や、世田谷区の取り組みも重要です。これらの取り組みは、保育所機能の強化につながります。こうした保育と子育て支援、社会的養護を相互につなぐ支援が重要です。

次に、都内の社会的養護については、来年、3カ所の区立児童相談所が新設されます。各区が設置する一時保護所はそれぞれ1カ所であり、保護者の接近禁止など、広域的な連携が課題であることから、一時保護所や、ほかにも乳児院、児童養護施設、自立援助ホームなども含めまして、施設入所その他、必要な調整を都や各区、施設間で行う必要があります。

一方、児童相談所の設置予定区では一元的な児童相談行政が行われますので、支援が必要な家庭に緊急保育などの預かり保育サービスや、子育て支援事業が密接に行われる期待があります。その期待に応えるためには、保育所の保育士や子供家庭支援センターの職員さんなどが、虐待発生の予防といった知識や技能の向上を図って専門性を高めて

いくこと、特別区が支援サービスを充実させること、さらに町田市で行われておりますが、小学校で虐待の連鎖を断ち切る授業を行っております、こうしたことを実施することなどが必要だと考えます。

東京都においても、児童相談所における相談対応件数が増加している現状があります。そこで、医療知識があり、子供の体の傷やあざなどの確認ができ、健康状態が分かる保健師の常勤化や虐待対応ルールの徹底などの体制、対応の強化に取り組むべきと考えます。

改めて、子供が地域で自分らしく健やかに育つための最善の利益、権利を確保する取り組みが重要だと考えます。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。御意見については後でまとめて事務局のほうからお答えをいただくことにしまして、数値の確認等の御質問については、その都度、必要に応じて事務局からお答えをいただくという方針でいきたいと思っております。

今の御発言は、非常に貴重な御示唆も含めた御意見であったというふうに理解しますので、後でまた事務局のほうからコメントをいただきたいと思っております。ほかの方々、いかがでしょうか。

篠原委員、どうぞ。

○篠原委員 篠原です。今回は欠席をするものですから、今日感じたことを話させていただきます。

前回、『体罰などによらない子育てハンドブック』を拝見して、東京都は早速こういうものを作成して、保護者の手に渡るということで、保護者がその子育てについてのことをもっと意識すれば虐待も防止されるのではないかというふうに考えています。

こういった今回の施策の内容も伺って、本当に東京都の行政としていろいろなことが行われているんだなということを改めて思ったのですけれども、もっと根本的な虐待の予防につながるようなことができないのだろうかということ、いろいろと私なりにも考えてみました。

それで、例えば虐待の何割かは発達障害のお子さんということで、そのお子さんに対しての子育ての仕方が分からなかったりというようなこともあると思うんですね。私も幼稚園の現場におりましたので、保護者の方からの悩みだとか、片付けができないとか、それからいつも同じことばかりやっているとか、あるいはその集団生活の中で、この子に合った関わり方というのはもっとないのだろうかというようなことで大分悩んでいる時期もあったわけです。

そういったときに、やはり発達障害の早期の支援とか虐待の予防として、私は前々回にお話をした5歳児健診ということの推進を提案したいと思っております。

それで、千代田区が5歳児健診をやっておりますので、そのことについてちょっと情報を集めました。そうしましたら、平成23年度から千代田区は行って、受診率が30年度で79.2%だそうです。そして、いろいろと健診をしていくのですけれども、

最後の小児科診察で発達に所見があった場合は心理士と面談をする。そこでは、このお子さんについてもう少しよく見てみましょうというお子さんが50%いるそうなんです。それが、保健所のほうです。

そして、児童家庭支援センターのほうでもお話を伺いましたら、子供の課題の早期発見と療育につながっているということを感じているというお話がありました。

また一方で、幼稚園からは保護者から、実は保健所でこう言われてという相談があって、これをきっかけにして療育につなげるケースが多いそうなんです。

こういった取り組みの中で早期発見、そして早期に関わりを考えることによって、虐待ということが随分減っていくのではないかと考えています。ですから、ぜひ5歳児健診の推進ということをご提案したいと思っています。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。具体的な御提案だったと思います。この間も御発言いただいたところでした。ほかにいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○安念委員 質問を2点させていただきます。

まず第1に、ひとり親家庭の施策とか、それから子供の貧困に対する対策をいろいろ御説明いただいたのですが、これは私の理解で間違っているかどうかを教えていただければと思います。

これは、少子化対策ではないですね。つまり、言い方を換えれば、仮にこれらの施策をやっても子供が増えなかったからやめるとか、縮減するとか、そういう性質のものではないと私は理解しているのですが、それで正しいかどうかを教えてくださいたいと思います。

それともう一つ、資料5-1の5ページで「将来の自立に向けた子供の進学支援」というのがありますが、ここでの進学というのはどのレベルまでの進学を念頭に置いているのか。

つまり、今すぐはできないかもしれないけれども、やはり高卒と大卒では相当、生涯賃金が違いがありますので、大卒までを目指すのは当然と考えているのか、それともそれこそ“身の丈”でいいんだという考え方なのか、お考えがあれば教えてくださいたいと存じます。

○松原部会長 これは御質問ですので、まず、ひとり親対策についていかがですか。

○宮平福祉保健局少子社会対策部育成支援課ひとり親福祉担当課長代理 1点目は、少子化対策ということではないです。

それから、子供の進学支援の部分なのですが、明確にここまでといったものでは現段階ではないですが、具体的なその施策ということになりますと、今、東京都生活福祉部のほうで受験生チャレンジ支援貸付事業というのをやっております、それを引き続きやっていきますといった記述になっております。

○安念委員 それは、具体的には、どういうチャレンジをこれからしようということですか。

か。

○新内福祉保健局生活福祉部計画課長 生活福祉部のほうでは、低所得世帯の方への高校、大学の受験を支援するための高校3年生の塾代や、受験料の支援を行っております。

こちらは、主に対象としては中学3年生、高校3年生という受験期を迎えたお子さんにやっておりますので、傾向を見ますと、所得制限を設けておりますので公立の高校や大学を目指す方がいらっしゃいますが、いろいろな奨学金や学費の工面が何とかつく方は私学のほうにも行かれていたりします。

ただ、全般的な傾向はやはり中学3年生は、国公立を目指すお子様が多いです。高校3年生は、仮に私学を受かっても、学費が厳しいという方はもう一度、大学受験にチャレンジしたいですとか、そういった個々のことはとっておりますけれども、基本的にお子様希望される進路を行政としては支援をするというスタイルでやっております。

○松原部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 子供の貧困の部分も回答させていただきます。

子供の貧困対策についても、少子化対策という位置付けでやっているものではございません。

○松原部会長 では、河邊委員、お願いします。

○河邊副部会長 2点お願いします。

この『子育て応援ブック』は大変わかりやすく、地元の民生委員の方たちもとても分かりやすいとおっしゃっているのですが、小学校1年生で配る。そうすると、全ての家庭に行くということは分かるのですが、就学前の情報もたくさん載っているので、就学前家庭にはどうやって配っていらっしゃいますでしょうか。それが、1点目です。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 とりあえず1点目についてお答えいたします。

こちらにつきましては区市町村にもお配りをしておりますので、区市町村のほうでそういった未就学児を連れて親子で参加するような子育てひろばですとか、そういったところに置いていただくようにしております。

○河邊副部会長 それは、そこに行ける人にとっては不必要というか、もう行っているわけですから、行けない家庭にも配れるようなシステムが必要なんじゃないかと思うのですが、1年生の前にもう既にいろいろなことが起きているので、何かないでしょうか。例えば3カ月健診で配るとか、全ての家庭に配られるような何かルートができないかなと感じました。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 御意見ありがとうございます。できるだけ多くの方の手の届くように検討してまいります。

○河邊副部会長 予算は限られていると思いますけれども、何回もらってもいいと思うの

で。

もう一つは、私は都内の保育園の2園の苦情委員を引き受けているのですけれども、先生方が相当疲弊してしまっていて、今、御報告にもあったように複合的な問題を抱える御家庭がとて増え、保育士の皆さんは感情労働ですので、いろいろな窮地に立たされても誰にも助けてもらえず、抱え込まなければならない場面に幾つも出会っています。

それで、そういう難しい仕事に従事している人たちに対するケアですが、ここで見てみると人材育成の強化策と弁護士さんの配置となっていますけれども、そのほかに保育の内容そのものの充実に向けても勉強しなければならないし、ソーシャルケア的な側面も求められていてとても大変で、それ以外の何か救済策というか、カウンセラーが配置されるとか、何か第三者委員の方が相当の力で助けてもらえるとか、そういうようなシステムづくりというのは念頭にあるのか、ないのかというのちょっとお尋ねしたいと思います。

私は専門ではないので、福祉系の先生方については分からないのですが、多分、子供家庭支援センターの職員の皆さんも相当大変な状況でお疲れなのではないかと思うので、その方たちに対する何か対策はあるのでしょうか。

○松原部会長 これは後にしますか、今にしますか。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 子供家庭支援センター職員への心のケア等も含めてなのですが、実質的に東京都からカウンセラーを派遣するとか、そういうことは今やってはいないのですが、やはりケースの内容が非常に厳しく、難しいところのスーパーバイザー的な役目として、児童相談所が定期的なきちんとフォローしていくことはやっております。専門課長なども活用いたしまして、区市町村の子供家庭支援センターを支えているという状況でございます。

○松原部会長 後で、また全体的な方向性は都側からも御説明いただきたいと思いますが、ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。大丈夫でしょうか。

吉田さん、どうぞ。

○吉田（泰）氏 連合東京の吉田です。ただいま、東京都におきまして就労支援のあり方を考える有識者会議というのが産業労働局の雇用就業部さんの主催で行われておりまして、私ども連合東京も委員として入っております。議論しております。

今回お話がありましたひとり親家庭についても、今年の4月16日に議論が行われ、いわゆる就労困難者の方々をどう東京都として支援していくかというところで、児童養護施設の退所者の方に対しても5月30日に議論が行われております、そして、12月にその条例案が出るという形になっておりますが、そこいわゆる支援の充実とか、新しい施策とか、恐らく来年度の政策として出てくるかと思うので、今日、ひとり親の方と児童養護施設の退所者の方のお話もありましたから、そこで連携してそういう事業

などが充実することを期待しております。

○松原部会長 ありがとうございます。吉田さんの御発言は、前半のほうでもそうだけれども、少し縦割り行政に横串を刺していろいろ見られたらいいんじゃないかという御意見だろうと思います。

矢島委員、どうぞ。

○矢島委員 先ほど、今回議論の対象になっている事業が少子化対策であるかどうかという御質問がありました。おっしゃっている趣旨は、アウトカムとして、出生の動向をアウトカムの目的とする施策の範囲ということだったと思うんですけども、そういう意味で言うと東京都の少子化対策の範囲というのが、よく考えると私も正確によくわからないなと思っておりまして、そのあたりを教えていただければと思います。

○松原部会長 これは、少し時間が要りますか。ほかの御質問を受け付けておいてからにしましょう。

このスイッチを押すと少子化が止まるとか、そういうことはないので、全般的な施策の中で考えるということしか多分出てこないのかなとも思うんですけども、東京都側のコメントも伺ってみたいところですが、ちょっと話題が変わってもいいですから、この時間を使って何か御発言があれば受けませんが、いかがですか。

横田委員、どうぞ。

○横田委員 コミュニティハウスの横田です。

子供の虐待の早期発見という話が先ほどございましたけれども、私も認可外の施設からスタートしておりまして、前もちょっと発言したかもしれませんが、認可外の施設で4、5歳で、保育園にも幼稚園にも両方とも何らかの事情で行けないお子さんが毎日1時間、1日2万円とか払って来ていたわけです。

そのときに、非常に複雑な御家庭の事情を抱えていらっしゃるんだろうと思ったんですけども、公的なところにはなかなか行かない方が多くて、認可外のベビーホテルであったり、そういったところが一番接触がしやすいという部分もありまして、当時、弊社の施設に来ている御家庭のお子さんのことを子供家庭支援センターのほうに相談に行きましたところ、子供家庭支援センターに一度連れてきてくれ、つなげてくれというお話だったんですけども、なかなかつなぎ切れない部分もありまして、うまくつなげていけなかったという事実があります。

やはり、そのときに認可外の施設として非常に行き詰まってしまったというか、では一体どうすればいいんだろう、どうしたらこの家庭を、この子供たちを何とかできるのかなと考えたときに、やはりうまく連携がとれなかったなという反省点がありまして、認可外などと行政との連携の強化をお願いしたいというところがあります。

では、具体的にどうすればという案は出ないんですけども、認可外の施設に潜んでいる困難な家庭の早期の発見みたいなのがうまくできればいいかと思っておりません。以上です。

○松原部会長 ありがとうございます。先ほど河邊委員の御発言にもありましたけれども、来てくれる人はいいんですね。なかなか来ていただけない方の支援をどうするかが課題だろうと思います。ほかはいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○安念委員 私は遅刻をしてしまって拝聴していなかったのですが、さっき弁護士の何とかというお話をどなたかなさっていて、そういう御説明はあったのでしょうか。弁護士は何か物の役に立つというふうにお考えなのか、あるいは既にもう何か実績があるとか、そういうお話だったのでしょうか。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 児童相談所の体制強化の中で、現在、児童相談所の法的解釈等々も含めまして、法的対応も含めまして非常勤弁護士、協力弁護士を50名近く配置をしていますという児童相談所の話をさせていただきました。

○松原部会長 御意見はございますか。

○安念委員 私は弁護士ですが、弁護士自身をまずトレーニングしないと物の役に立たないと思うんです。日本の弁護士は、基本的に六法しか知らないんです。ほかの分野も訓練しなければいけない。

ただ、良心的な人はたくさんいるので、弁護士も役に立つんじゃないかと思います。

それともう一つ、やるならば徹底的にやった方がいいですね。アメリカではプロボノとしてやっているところが多い。

そういう資源を、どんどんお使いになったらいいと思う。ですから、一流の弁護士はこういうこともやらなければいけないんだよねという雰囲気をつくるのは、私はとても有意義なことだと思います。

○松原部会長 ありがとうございます。なかなか刺激的な御意見でした。

○安念委員 これは、この世界では常識です。

○松原部会長 では、都側のほうからいろいろ委員の方々の御意見を踏まえてコメントをつけていただいて、それでまた何かあれば御発言もいただこうかと思います。どなたからでも結構ですので、事務局からお願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 最初に私のほうから、少子化対策というところで御質問をいただいたので、お答えできる範囲でお答えしたいと思います。

委員の皆様の机上にも、現行のこちらの計画を置かせていただいていると思うのですが、14ページを開いていただければと思います。計画の基本的な考え方として載せているものですがけれども、例えば一番上の○の最後の行のところでは、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等から、子供が欲しいという希望がかないにくくなっているというところで、2つ目の○で合計特殊出生率が下がってきているという話が入っています。

それで、○の3つ目に、「結婚や出産は、一人ひとりの価値観や人生観に深く関わる

ものであり、社会が強制すべきことではありませんが」と続いて、「安心して子供を産み育てることができる環境を整備していくことは、行政はもとより、都民、企業など社会全体が連携して取り組んでいくべき課題です。」というふうにしております。

子供・子育て支援総合計画におきましては、子供を持ちたいと思う方が安心して子供を産み育てることができる環境づくりということを基本理念の中にも掲げておりまして、このためにいろいろ取り組んでいるという点では、少子化対策の一面ももちろんあるのですけれども、既に生まれて育っている子供たちの健全の育ちを支えるですとか、子育て家庭を支援していくというところもありますので、もちろんそういった取り組みを行政が進めていくことが、これからの若い人たちに子供を安心して産めるという気持ちになってもらうように間接的な影響も与えるとは思いますが、子供・子育て支援総合計画がイコール少子化対策のためだけにやっていて、少子化が改善しない限りやっている意味がないというような位置付けとは考えておりませんので、子供や子育て家庭を支えていくために、東京都としていろいろな考えを結集して取り組みを進めていくというふうを考えております。

ちゃんとしたお答えになっているかは分かりませんが、そのように考えております。以上です。

○竹中福祉保健局少子社会対策部家庭支援課長 では、私のほうから、まず吉田オブザーバーから御意見をいただきました虐待を未然防止するというところで、在宅子育て支援策の強化というのは非常に重要だと思っております。

特に、私のところで行っているショートステイ事業につきましては、要支援家庭に特化したショートステイの区市町村への支援だとか、あとは当日受付でもすぐ利用できるような仕組みの事業なども今年度から開始しております。

また、ホームヘルパーにつきましても、3歳児未満の保育を活用していない在宅の家庭への支援として、家事支援サービスやベビーシッターを活用した共同保育など、新しいことを今年度から始めておりまして、そのほかアウトリーチ型の食事支援なども、外に出て来られない方に対してアプローチできるような仕組みも今年度から始めております。引き続き、これを拡大できるように、区市町村とも連携をとりながら進めていきたいと思っております。

あとは、支援者ですが、保育所の先生や子供家庭支援センター、それから子育てひろばなど、様々な支援者への研修につきましても、研修の充実ということで地域子育て支援研修というものを行っております。今回、早速、体罰によらない子育てに関する研修ということで専門家をお呼びいたしまして、保育所の先生も含め、そうした現場の支援者の方々に研修なども始めているところでございます。さまざまな実態を調査いたしまして、そのとき、そのときに合った研修をぜひしていきたいと思っております。

それから、横田委員のほうから、認可外の保育所でも子供家庭支援センターになかなかつなげられなかった、認可外であってもそういうような連携の強化ができないかとい

うお話でございます。各区市町村で子供家庭支援センターが事務局となりまして、要保護児童対策地域協議会というものがございます。そちらの協議会のほうに、恐らく無認可のそういった団体さんも登録はされているはずだと思います。要保護児童対策地域協議会の中では守秘義務がかけられて、要支援、要保護家庭の相談が幾らでもできるような仕組みになっておりますので、そうしたことでお近くの子供家庭支援センターにもお声をかけていただければと思っております。私のほうからは、以上になります。

- 宿岩福祉保健局少子社会対策部事業調整担当課長 私のほうからは、オブザーバーである吉田様から意見をいただきました、特別区の児童相談所を設置した際の一時保護所や児童養護施設の広域利用についてお話しさせていただきます。

おっしゃるとおり、児童相談所の業務の中では、子供を様々な理由で地域から引き離れた場所で保護することが必要な場合もございます。そうしたことから、一時保護所や児童養護施設につきましては都の児童相談所、区の児童相談所が広域的に利用する方向で今、協議をしているところでございます。以上でございます。

- 佐瀬福祉保健局少子社会対策部事業推進担当課長 続きまして、御意見の中で育児不安が強かった未成年であったり、予期しない妊娠であったり、疾患があったりというような妊婦の方の相談支援体制の充実をというような御意見を頂戴しました。

区市町村のほうで、妊娠に関する住民様の支援について頑張っており取り組んでいただいているところでございますが、そもそも予期しない妊娠をした方ですとか、未成年の方ですとか、区市町村の窓口で相談に見えるということ自体が難しいことが多いというふうに認識しております。

東京都では、妊娠相談ホットラインという妊娠にまつわる困りごとについて、電話やメールで相談を受け付けるというようなものを行っておりまして、今年度は日曜日にも相談開設をしたりですとか、去年まではそちらに御相談いただいたときに、その方が区市町村の関係窓口への相談が必要と考えられる場合に、そういった相談窓口の御紹介ですとか、相談をお勧めするということをしてきたわけなのですが、今年度からはそのような方々がしっかりそちらにつながりやすくなるように、窓口から区市町村のほうへその方の情報を直接連絡するというようなことを始めております。今後も、そういった妊婦の方への相談体制の充実に取り組んでまいりたいと考えます。

もう一つ、5歳児健診の推進について御提案の御意見を頂戴しました。ありがとうございます。こちらについては、御意見として頂戴して持ち帰らせていただきたいと思います。以上でございます。

- 多田福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長 認証・認可外保育施設担当課長です。私のほうからは、横田委員からありました困難家庭の早期発見に向けて、認可外保育施設との連携の強化をお願いしたいというところについてお答えさせていただきます。

認可外保育施設ですけれども、都では平成29年3月から、全ての施設に対して巡回

指導というものを行っております。その巡回指導の中では、認可外保育施設の指導の基準を守っているかどうかというものの確認をしているとともに、施設の方から、例えば発達が気になる児童がいた場合についてどのようにすればいいかというような相談等も受けております。

その際に、巡回指導員がその場で直接、支援的なアドバイスをすることもあれば、区とか、そういった関係機関に相談するというような助言もしております。そのような形で、行政等につながるということもあると思っております。

また、本年10月から認可外保育施設は無償化の対象となります。無償化の対象となりますと、区市町村と認可外保育施設、またはその認可外保育施設を利用している保護者との関係ができます。保護者は区のほうに無償化の申請をしないと助成対象になりませんので、一定の関係性ができます。こうしたことも、困難家庭の早期発見に向け、行政と施設の連携強化に効果的になるのではないかと思います。以上です。

- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 河邊委員から、難しい対応の保護者やお子さんへの対応について、何らか保育士さんがそれを抱え込んでしまうというところで負担がかかっている。それに対しての対応が何かないかというお話なんですけれども、我々が今、実施しているのは管理者への研修をしっかりとしているというところと、あとはキャリアアップ研修の中で保護者対応だったり、子育て支援の部分の研修を実施しています。

また、各保育団体のほうで、やはり気になるところについてどういう対応が必要なのか、実践例などをお示ししながら研修を実施しているというところで、団体、我々、協力しながら今、実施しているというようなところでございます。

- 松原部会長 大体よろしいですか。網羅的にお答えいただいたかと思いますが、あえて御発言があれば、1、2受け付けますが。

では、福元委員どうぞ。

- 福元委員 今までの御質疑を聞いておまして、母子保健施設のケースで、うちの利用をしているお子さんが卒園と申しますか、退園したんですけれども、その母子が支援施設に入っていたのですが、当然ルールが施設ですのであるのですけれども。

- 松原部会長 母子保健ではなくて、母子生活支援施設ですか。

- 福元委員 そうです。母子生活支援施設です。すみませんでした。

施設にはルールがありますが、なかなか守れない人もいます。そうすると退所することになってしまいますが、自立した生活をするのも難しい。

そういう状況があると、どこかでいったらやはりその支援施設だったと思うんですね。そこでしっかり受けとめられていれば、ルールを守らなくても頑張ろうねという形でしっかり受けとめてもらえていれば、と思っております。

ですから、どのようにその施設の中で受けとめていくかというか、お母さんの問題は当然あるんだけど、自己責任では済まされない問題かなというふうに思うと、やは

り誰かが寄り添いながらやっていくということが公的な機関では必要なんだろうと思うんです。難しい面はもちろんたくさんあるんだけれども、施設の支援の考え方としてはそういうところが必要なのかなと思います。

もう一つは、先ほど保育園だけではないのですけども、保育士の疲弊の問題があります。それについて言うと、現実的には保育所でも幼稚園でもそうですが、発達障害のお子さんがある。それで、対応に困っている。研修とかでももちろんあるんだけれども、なかなかそれでは時間がかかるわけですね。でも、待たなしで保育支援をしなければならぬという状況で毎日過ごすので、疲弊していくと思うんです。

それで、児童養護施設には心理士がいますね。心理士の役割は当然、入所しているお子さんへのケアなんですけれども、基本的にあわせて職員へのケアもするんです。職員の声も聞いてやるわけですから、当然、職員にもケアができるわけですね。そういう働きを、児童養護施設の心理士は現在持っていると思います。

その機能強化型のところは必ず心理士が入っているので、きちんとしたケアがある程度できているのかなと思います。もちろん、人が少ないので疲弊はしていくんだけれども、保育所とかにはいない職員がいるわけですね。そういうのは、やはり保育園の中でも、私はスーパーバイズだけでもいいと思うんですけれども、そういう役割を持った人が必ずいなければならないのかなと思います。それは区市町村でもそうだと思うんですけれども、そこで何とかできないかと思います。やはり保育料だけでは賄えないわけですから、プラスして何か事業としてやるとか、そういうふうにしていかなければ、なかなか現状は打破できないのかなと思っています。

お子さんの状態は、家庭の問題もあるし、子供自身の問題もあるわけで、そこにいろいろな専門職がかかわるような体制をつくっていきけるような行政であってほしいと思います。

多分、一つひとつ対策を打っていかなければならないと思うんですけれども、今日のお話を聞いて、やはりそういうことがどこの分野でも必要かと思ったので、ぜひ何とか対策が打てればいいかと思いました。以上です。

○松原部会長 矢島委員も手を挙げていらっしゃいましたか。お願いいたします。

○矢島委員 お答えいただいて、ありがとうございます。

余り、突っ込んでも仕方がないことを聞いてしまって申し訳なかったのですけれども、この子供・子育て支援総合計画でやっている範囲というのは、広い意味で言えば全部少子化対策であり、そして直接的に出生率や出生数などの出生動向を成果目標にしていけないという意味では、少子化対策ではないと思うんです。

そういう中で、今日のテーマはかなり外れたところというか、そういう意味で少子化対策ではありませんとお答えになったのかもしれないけれども、そうなる、ではどこが少子化対策なんですかという議論になってくると非常に難しいところになってしまって、特に今、国が1.8という目標を掲げている中においては、東京都というのは

以前は出生率は断トツに低くてそういう議論から外れていたのですが、ここ10年の回復基調を見ると全国の中でも上昇率が高い。しかも、出生数に注目が当たっている中で言うと人数が多いということで、そういうところにまた焦点が当たってくる可能性がある状況なので、そのあたりの説明というのは慎重にする必要があるかと思って伺いました。

○松原部会長 あとは手を挙げられたのは、どなたでしょうか。

吉田さんでしたか。どうぞ。

○吉田（泰）氏 先ほど、私の発言で緊急保育というところについてもお話をさせていただいたのですが、そこにコメントがあれば東京都さんからいただければと思います。

○松原部会長 緊急の一時保育ですね。

○吉田委員 一時保育とか、地域保育とか、一時緊急とか、皆さんそういうふうに言いますね。

○松原部会長 緊急一時保育について、東京都からコメントはありますか。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 東京都では、国制度にさらに要件を緩和して、施設のほうで実施しやすい形で一時預かりを実施していくという方向で、保育の必要性の認定を受けていないお子さんでもお預けできるような取り組みを実施しているところでございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

いろいろ御意見をいただきましたし、現場でこういうことが起きているよということもいろいろ情報をいただきました。参考にできるところがあるかと思いますが、ひとり親については世帯類型の1つですから、全体でいろいろ困難をお抱えになっているにしても、今日の話の中で議論すべき世帯というのは生活に諸困難を抱えている世帯だったのだろうというふうに理解をして、その上で虐待等も含めて切れ目のない支援をしていくということの大切さを皆さん方が、ちょっと言葉は違え、お話をされていたのだろうと思います。

妊娠前から妊娠、出産、それ以降の対応の必要性があって、今日の議論で残っているとすれば、ではこの計画で何歳ぐらいまで上に持っていくかということで、今日は年齢的には大学受験の支援までは出ていましたけれども、子ども・若者育成支援推進法で言うと30ぐらいのところ隔たりになっているので、まだもう少しスパンはあるのかなと思いますし、東京都はカリヨンという青年向けのシェルターをやっている団体も存在しておりますので、そういったところも必要だと思いますが、縦のそういう切れ目のない支援と同時に、今日は横断的な支援の必要性も皆さんの中から御指摘をいただけたのかなと思います。

それぞればらばらで見ますと、各施策が充実していても、子供や親が1つずつ申し込んでいかなければ利用できないという状況に陥りますので、ワンストップでどれだけやれるか、それから使い勝手がどの程度いいのか。この辺は、東京都のお答えの中でも使

い勝手よさをかなり意識をされて今日コメントいただけたと思っております。引き続きの課題だろうと思っております。

それから、今日の議論というのは子供を守ることとか、子供の成長、発達を守るという観点からの議論が多かったらと思いますが、総じて言えば、これも東京都の子供・子育て支援総合計画ですから、総合的な計画の中に位置付けるべき課題だろうと思っております。

それにつけても、毎回、毎回、話題になるのが人材の確保と育成、それから処遇の向上というところなので、ここは共通した課題かなというふうに聞かせていただきました。

それでは、報告事項に移らせていただきます。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 資料7-1を御用意ください。

まず、最初に「認定こども園の認可・認定事務について」でございます。四角囲みのところですが、平成28年度の児童福祉法改正により、特別区においても政令の指定により児童相談所を設置することが可能となりました。児童相談所設置市においては、児童相談所における相談業務だけではなく、児童福祉法に処理する業務が定められてございまして、その1つに保育所の認可業務等がございます。

一方、認定こども園の認可等の事務に関しては認定こども園法に規定されてございますので、法定移譲されないということとなります。このため、今回事務処理特例で移譲を行うものでございます。

下の囲みの左側の図ですが、児童相談所設置市になった場合、事務処理特例での権限移譲をしなかった場合が左側、権限移譲したほうが右側になります。

それぞれ見ていただきますと、囲みの中の児童相談所設置区のところでは幼保連携型認定こども園、また3類型についてはバツという形になって、この部分が都の権限に残る。例えば、保育所の認可をこの児童相談所設置市区が実施したとしても、保育所型認定こども園の認定に関しては都が行うということで、権限が二重になってしまうというようなところがございます。

こうしたことから、今回事務処理特例で権限を移譲することによって、右側の図の児童相談所設置区のところを御覧いただきたいのですが、◎のところは今回権限移譲するところがございます。こうしたことによって、就学前の子供に関する一貫した教育保育を実施することが期待できるということから、関係区、特別区長会と協議を重ねて、今回権限移譲することとしたものでございます。

次に、おめくりいただきまして「幼保連携型認定こども園の国基準改正に係る対応」でございます。国においては、新制度施行後5年間の経過措置が到来する項目について検討を行い、対応方針を示したものでございまして、上の四角の囲みはその内容でございます。

左側が経過措置の延長をするもの、右側が延長しないもので、保育教諭の資格の特例

の部分、またはみなし保育教諭の特例、右側については職員配置の経過措置は延長しない、またはみなし幼保連携型認定こども園等における施設長に係る経過措置、これは給付費のところなんですけれども、こちらについても延長しない。また、利用者負担額の低い保育料については無償化がスタートしますので、この実施については延長しないということになってございます。

都におきましても、国の基準の改正に伴いましてどういう対応をするかというところなのですが、例えば保育教諭のどちらか一方しか資格を持っていない割合については8.3%でございます。国については9.6%でございます。若干、都のほうが少ないんですけれども、同じぐらいの水準でございますので、やはり経過措置については延長したいというようなことを考えております。都の対応につきましては、この全ての項目につきまして、国の取り扱いと同様な対応をしていきたいと考えてございます。

さらに、おめくりいただきまして資料7-3でございます。「建築基準法の改正に伴う、幼保連携型認定こども園の設備の基準の改正について」でございます。建築基準法は今回改正されまして、耐火建築物に適合されなければならない建築物から、3階建てで延べ面積200平米未満のものが除かれることとなりました。

認定こども園を3階以上に設置する場合、真ん中の図の左の下のところですけども、この建築基準法を直に当ててみまして、そこで耐火建築物でなければならないとしております。

これが、建築基準法が改正されて、200平米未満のところは耐火建築物ではなくてもいいとなったので、右側のところの規制なしというような形になって、ここの部分の今まで3階部分に保育室等を設ける場合は耐火建築物でなければいけなかったものが、それでもなくてもいいよという形になってしまうという状況が起きてしまうこととなります。

これに対して、内閣府の府令を改正しまして、保育室を3階以上に設ける場合は建物を耐火建築物とするという基準に改正して、そこについても今までどおりの基準を続けていくことにしたというのが国の基準改正でございます。

都の場合は規則で定めてございますが、都におきましても同様の規則を改正しまして、現行水準を維持したいというものでございます。

説明については、以上でございます。

○松原部会長 ありがとうございます。

御質問いかがでしょうか。どうぞ。

○内野委員 まず、今の幼保連携型認定こども園の認可の権限移譲に伴いまして、当子供・子育て会議の都の条例の第2条の所管事項については変更がありますか。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 変更はございません。

○内野委員 といいますと、この認定こども園の法律が長いので、通称認定こども園法の17条3項にある審議事項、それに基づいての25条の会議設置、認可に関わる審議の

役割というのはこの会議体が有するという認識でよろしいのでしょうか。

- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 認可に関わる審議については幼保連携型認定こども園部会というものを設けてございまして、そちらのほうで実施するという事になってございます。
- 内野委員 それでは、この認可権限が移譲した児童相談所設置市、ここでは設置区というのでしょうか。その認可についても、当会議と部会が引き続き審議をしていくという認識でよろしいでしょうか。
- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 合議体で審議して認可を決めるという部分については、今回の事務処理特例で移譲する形になります。
- 内野委員 ということは、審議に上がってこないということでしょうか。審議案件に上がらないということですか。
- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 上がってきません。
- 内野委員 では、今回ここで保育所につきまして認可が設置区に移るということで、児童福祉審議会の保育部会にも認可保育所の認可案件は上がってこないということになるのでしょうか。
- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 上がってきません。
- 内野委員 とすると、恐らく松原先生が委員長をお務めいただいておりますが、この保育部会で年間280ぐらいの認可案件ですか。それと、その前の計画について審議の案件もありますが、一切これが都の関係委員の目に触れないで認可されるということでしょうか。
- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 関係区、児童相談所設置市がそうした審議体を設けて議論し、認可していくという形になりますので、結果として何件認可したという報告を受ける形になると思います。
- 内野委員 一方で、幼稚園の認可に関しては認可権限が移譲されておりますが、例えば認可定員の変更でありますとか、それからまれにある個人立さんの設置変更であるといったことにつきましては私学審議会の審議を今でも経ているかと思うのですが、ここについてはこの際、変更がありますか。
- 木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 変更はございません。
- 内野委員 整合性はいかがなものでしょうか。
- 野口生活文化局私学部私学行政課長 恐らく、内野委員御指摘のところは、例えば幼保連携型認定こども園が学校かつ児童福祉施設であるということと、それから幼稚園は当然学校でございまして、学校の設置認可について、幼稚園のほうは都の附属機関が諮問を受けている。

一方で、今後、児童相談所設置区については都の附属機関の意見聴取の機能を通さない。この矛盾といいますか、整合性だと思うんですが、例えば幼保連携型認定こども園の学校かつ児童福祉施設であるというところの学校と、先生のほうがよく御存じだと

と思いますが、いわゆる幼稚園を初め学校教育法第1条で定める学校の違いが同じ学校でもございます。

それで、幼保連携型認定こども園の学校の位置付けは学校教育法の1条で定めるものではなくて、認定こども園法だとか、あるいは教育基本法の中で整理をされた上で、ただ、同じ学校であるので、例えば幼稚園に対する規制であるとか、それから特例であるとか、それは多様な法律の中でさまざま付与されているのですが、そこは可能な限り同じものにしようというふうに整理はされてきました。

ただ、今回の認定こども園法の中では、この権限の移譲にかかわるところが児童福祉法の改正、児童相談所設置区に例えば保育等の認可、あるいは指導権限を移譲するところと、どうも同じような仕組みがとれなかったところがあるのではないかと考えておまして、そこに差異が生じているのかなとは受けとめているのですけれども、若干、学校の捉え方に差がある中で、児童相談所設置区に関する関係法令の整備が一連のものにならなかったということが背景にあると思っております。

私の説明では十分ではないかもしれませんが、そのような関係法令の状況にあると理解しております。

○内野委員 いずれにいたしましても、国の基準は全く変わっていないところでありまして、幼保連携型認定こども園についての権限移譲をするということについては、児童相談所の設置市と全く連動していないということがあります。

その上で、今の御説明ですが、学校教育法の1条校でないということにつきまして、今日はいらっしゃるんですが、当初の平成26年度の国の会議の中でのやりとりを考えると、今の発言はちょっと問題があるかと思うのですが、国といたしましては学校教育法よりも上位にある教育基本法によって定めた学校である幼保連携型認定こども園は、学校教育法上の1条校と何ら変わるものではない。教育施設という面で何ら変わるものではないという説明を重ねてきて、その上で、この認可につきましては中核市まではしかしながら落とすということを長い間かけて審議をしてきたという理解をしています。

もし、東京都がここについて、ここに踏み込むということであれば、例えば教育庁さんがおまとめになる教育基本調査の上で、幼保連携型認定こども園が学校に類型をされて人数が入っているという面においてもお考えにならないといけないかもしれませんし、何にしてもこの大きな変更については、また、かつて幼保連携型認定こども園の東京都の設置基準を決めるときのように、報告ではなくてこの会議の中でそこについて審議をすべきでないかと思います。

いずれにしても、これは国の基準に関して、国の定めにおいて変わっていく、保育所の取り扱いと全く違って国と違うことをやろうとしているわけですから、それについての会議体でも審議をされない、協議をされないということについては、いささか乱暴ではないかと思います。

また、今の御説明の中で、幼稚園については別なんだということであれば、このペーパー、PDFなのでしょう、この表の中で同列に並べるのはいかがなものかとも思います。

意見でございます。議事録にお残しただけであれば幸いです。

○松原部会長 議事録には残していただきますが、重ねて事務局からコメントはありますか。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 今回、この案を出すに当たっては、児童相談所を設置する区と、特別区長会と重ねて協議をして、一番児童に寄り添った対応をするための施策として、権限はどちらにあったほうがいいのかというようなことで考えさせていただいたところでございます。

また、この案につきましては、保育部会の先生方に個別に御説明差し上げて、その中で意見をいただきながら、今回御報告させていただいたという経緯でございますので、その点を御理解いただければと思います。

○内野委員 今の件は、保育部会の皆様には個別に御説明をされたということで間違いないですか。

○木村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 失礼しました。幼保連携型認定こども園部会の先生方ということでございます。

○内野委員 了解しました。では、これは河邊部会長も御了承ということでございますね。

○河邊副部会長 説明を受けました。

○内野委員 私は御説明をいただきましたが、私ども東京都私立幼稚園連合会としては、これは容認できないということについても触れさせていただきました。

経緯といたしましては、かねてより幼保連携型認定こども園が学校であるという国の御説明は私どもも賛同しているところでございますが、そこについて、なぜ私学審を通らないのかという意見が結構ございました。それにつきましては、東京都は子供・子育て会議の幼保連携型認定こども園部会の中できちんと精査しているものであって、これは私学審を通す必要はないという説明をかつて受けてきましたし、今でも私はこの会議体の委員としてそのように会員に対しては説明をしております。

これは私一個人の認識というよりも、国の子ども・子育て会議の今までの意見の積み重ねの中で、私とその認識をお話をしているところでありますので、この表にあらわしたような、これがこうだから、これもこうで、組み合わせるとこうだよねというような高い設置基準であるとか、幼稚園と保育園のより高い設置基準であるとか、理想的な施設としての幼保連携型認定こども園を語るという観点からいいますと、全く情けなく思うというところで、これは意見でございますので議事録に残さなくて結構ですが、大変情けないと思っております。

○松原部会長 私立幼稚園連合会のお考えはほかのところでも聞く機会は私もございますが、一応、会議体としてはそういう強い御意見が出たということで議事録に残させてい

ただくという処理をしたいと思います。

ほかに御質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで御報告を受けたということにしたいと思います。

最後に、事務局から連絡がございましたら、よろしく願いいたします。

○桑田福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日は、貴重な御意見をありがとうございました。本日いただいた御意見につきましては整理した上で、次回の会議で御報告をさせていただきます。

次に、今後の予定でございます。資料8を御覧ください。次回ですけれども、全体会議③、部会⑥合同となっているところになります。次回ですが、12月4日の午後2時から開催させていただく予定でございます。場所につきましては、決まり次第、追って御連絡をさせていただきます。

検討事項としましては、量の見込みと子供・若者支援、それからこれまでの検討のまとめなどを予定しております。

委員の皆様から提出資料がある場合には、事前に事務局までいただけたらと存じます。資料提出の期日につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。

本日の配付資料はお持ち帰りいただいても構いませんが、机の上に置いたままにしていただければ後日郵送させていただきます。

青いパイプファイル資料、並びに冊子等につきましては、机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○松原部会長 それでは、今日は御出席いただきましてありがとうございます。会を閉じたいと思います。

午後3時49分

閉 会